

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマノホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 山野 義友  
(コード番号 7571)  
問い合わせ先 取締役専務執行役員  
管理本部長 金木 俊明  
電 話 番 号 0 3 - 3 3 7 6 - 7 8 7 8

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- ① 経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）第2項に定める、役付取締役に取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 27 日公布）により、非業務執行取締役、社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除することが可能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリングが十分に機能されるように、現行定款第 30 条(取締役の責任免除)及び同第 38 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、現行第 30 条の変更については、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金）  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上

現 行	変 更 後
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行役取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第31条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>